



Q 私は従業員20人の会社の事業主ですが、従業員と同じように業務に従事しています。従業員が仕

事や通勤中に負傷した場合は労災保険で保護されていますが、事業主が同様に負傷した場合の救済はないのでしょうか。

A 来、労働者の業

務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。しかし、その業務の実情、災害



中小事業主も労災保険に加入できます

発生状況などからみなどが加入できる「一で、特に労働者に準じ人親方その他の自営業で保護することが適当者や、農業従事者などであると認められる一が加入できる「特定作定の人には特別加入制業従事者」の特別加入度として任意加入を認制度があります。船員保険の被保険者である

相談のケースでは「中小事業主」の特別加入制度が利用できます。それぞれの特別加入

この制度は一定数以下の労働者を雇用するは、労働保険事務組合などの条件を満たす事や特別加入団体に入業主が加入の対象となり、業務または通勤災害により被災した場合に、特別加入の種別

のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付されます。加入手続きや補償の内容、保険料などの詳細については、最寄り

また「中小事業主」以外にも、個人タクシー、漁船による自営漁業は鳥取労働局へ問い合わせください。